

令和5年度奈良県における児童虐待の状況について

1. 令和5年度児童虐待相談対応件数

○児童相談所の対応件数 1,993件 (県児相1,465件、奈良市児相528件)

対前年度比21.6%増

令和4年度1,639件(県児相1,254件、奈良市児相385件)

○39市町村の対応件数 3,048件 対前年度比14.9%増 令和4年度2,652件

注1)「対応件数」は、児童相談所及び市町村が受け付けた児童虐待相談に対して行った対応(助言指導や措置等)の件数

注2)「対応件数」は、重複あり(児童相談所と市町村の両方で対応している案件があるため)

2. 令和5年度に児童相談所又は市町村が支援等の対象とした児童数

6,432人

【児童数の内訳】	心理的虐待	2,732人
	ネグレクト	2,130人
	身体的虐待	1,505人
	性的虐待	65人
	合計	6,432人

【参 考】	令和2年度	5,198人
	令和3年度	5,688人
	令和4年度	6,591人

注)「児童数」は、児童相談所及び市町村が児童虐待対応にあたり、支援や見守りが必要なケースと判断し「進行管理」している

児童の総数(「虐待を受けた児童」と「虐待を受けるおそれがある児童」を合算した児童数)

(1) 児童相談所の状況

- 「対応件数」は、令和4年度と比較すると354件増(21.6%増)となった。
- 「虐待種別」では、令和4年度と比較するとすべての虐待種別で件数が増加。
 - ・「心理的虐待」が145件増(18.0%増)
 - ・「身体的虐待」が116件増(27.4%増)
 - ・「ネグレクト」が79件増(20.5%増)
 - ・「性的虐待」が14件増(58.3%増)
 - ・「心理的虐待」が全体の約半数を占めており、その傾向は令和4年度と同様である。
- 「虐待通告の経路」では、「警察」「市町村」「近隣知人」の順に件数が多い。
令和4年度と比較すると、
 - ・「警察」が113件増(18.6%増)
 - ・「市町村」が131件増(54.6%増)
 - ・「近隣知人」が18件増(7.2%増)

(2) 市町村の状況

- 「対応件数」は、令和4年度と比較すると396件増(14.9%増)となった。
- 「虐待種別」では、令和4年度と比較すると
 - ・「心理的虐待」が161件増(13.4%増)
 - ・「ネグレクト」が147件増(18.0%増)
 - ・「身体的虐待」が89件増(14.5%増)
 - ・「性的虐待」が1件減(7.1%減)
 - ・「心理的虐待」が全体の約半数を占めており、その傾向は令和4年度と同様である。
- 「虐待通告の経路」では、「学校等」「都道府県」「児童福祉施設」の順に件数が多い。
令和4年度と比較すると、
 - ・「都道府県」が243件増(46.2%増)
 - ・「児童福祉施設」(保育所、こども園等)が85件増(40.7%増)
 - ・学校等が150件増(20.1%増)

(3) 分析等

- 対応件数は、コロナ禍の令和2年度～令和4年度において横ばい又は減少傾向であったが、児童相談所、市町村ともに令和5年度に増加した。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類適用となり、行動制限が解除されたことで虐待が顕在化しやすくなったと考えられる。また、令和5年6月に県内で発生した児童虐待死亡事案により、県民や関係機関の児童虐待に対する意識の高まりもあったと考えられる。
- 今後とも、児童虐待の未然防止と早期対応のため、児童相談所と市町村の体制強化及び専門性の向上に努めるとともに、学校や警察等の関係機関との連携強化をより一層図っていく。

<別添資料>

- ・資料2-2 奈良県の児童虐待相談対応件数の推移
- ・資料2-3 令和5年度 児童虐待相談の状況について(児童相談所)
- ・資料2-4 令和5年度 児童虐待相談の状況について(市町村)